

令和2年10月23日版

Q1 合宿免許商品について、今後どのような取扱いとなるのでしょうか。

A 合宿免許商品の実情を確認していく中で、

- ・合宿免許代金の大部分を免許講習等が占めると推察されるものが散見されること
- ・国家資格である自動車運転免許を取得することを明確な目的としており、観光需要を喚起するという本事業の趣旨に沿ったものとは言い難いこと

等に鑑み、合宿免許商品は本事業の支援の対象外とすることといたします。

この合宿免許商品の取扱いの変更につきましては、参加事業者や旅行者の方々への一定の周知期間を設けた上で、11月1日(日)0時以降の販売したものについては、支援の対象外といたします。なお、免許講習費用等と旅行代金(宿泊・交通費)について明確に区分して販売するものについては、当該旅行代金のみ、本事業の支援の対象といたします。

Q2 なぜこのタイミングで合宿免許商品を対象外としたのでしょうか。

A 合宿免許商品の実情を確認していく中で、国家資格である自動車運転免許を取得することを明確な目的としており、観光需要を喚起するという本事業の趣旨に沿ったものとは言い難いことなどから、総合的に判断した結果、本事業の支援対象外とすることといたしました。

Q3 今後、合宿免許商品以外の旅行商品についても対象外とすることがあり得るのでしょうか。

A 合宿免許商品に限らず、その他の旅行商品についても、本事業の趣旨も踏まえて、その取扱いについては、引き続き適切に検討・対応してまいります。

Q4 具体的にはどのように販売すればよいでしょうか。

A 事業者が旅行者に対して実際に合宿免許商品を販売される際、本事業の適用を受ける場合には、以下のように明確に免許講習代金と旅行代金(宿泊・交通費)を切り分けた上で、本事業の割引適用後の旅行代金を明示することが必要となります。

(例)

合宿免許講習代金 ●●円

割引前の旅行代金	▲▲円
GoToトラベル事業割引額	■■円
割引後の旅行代金	◆◆円